

平成十九年十二月十九日提出
質問第三四二号

整備新幹線の取り扱いにおける並行在来線の経営分離に関する質問主意書

提出者 大串博志

整備新幹線の取り扱いにおける並行在来線の経営分離に関する質問主意書

整備新幹線の新たな区間の着工については、平成十六年十二月十六日の政府・与党申合せにおいて、「並行在来線の経営分離についての沿線地方公共団体の同意の取付等基本条件が整えられていることを確認した上で行う」とされている。さらに、平成十九年十二月十六日に佐賀県、長崎県、九州旅客鉄道株式会社の三者による三者基本合意が取り交わされ、経営分離に関する議論が俎上に上っているところである。そこで、「並行在来線の経営分離」に関し、次の事項について質問する。

一 「並行在来線の経営分離」とはどのようなものを指すのか、政府の見解如何。

二 三者基本合意による枠組みを進めた場合、政府・与党申合せにおける「並行在来線の経営分離」にあたるのか否か、理由をあわせ政府の見解如何。

三 九州新幹線長崎ルート事業では、三者基本合意以前の枠組みでは、肥前山口から諫早までの区間が経営分離区間とされ、肥前山口・肥前鹿島間と肥前鹿島・諫早間で別の経営形態を考えていたものを、今般の三者基本合意では、肥前山口・肥前鹿島間の経営形態を肥前山口から諫早までの区間で採用するというものである。これまで肥前山口・肥前鹿島間が経営分離区間内であったことを考えると、今回の三者基本合

意によつて、全体が並行在来線の経営分離区間から外れるという考え方はとりえないのではないかと考えるが、政府の見解如何。

四 「並行在来線の経営分離」にあたるか否かに関わらず、整備新幹線事業について、事業によつて影響を受ける地域の住民及び地方公共団体の理解を得ながら進めることは重要であり、特に交通の利便その他において不利益を被ることのないよう十分な対策を講ずるべきと考えるが、政府の見解如何。

右質問する。